

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [労働時間の起算点 \(1\)](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[🔍 キーワード検索はこちら](#)

労働時間の起算点 (1)

労働時間の「起点」と「終点」

労働時間を算定する場合、起点と終点をどのようにとらえるかということがしばしば問題とされる。

こうした労働時間の算定にあたり、いつの時点をもちて始点、終点とするかについては、2通りの視点から考えなくてはならない。

一つは、労基法（刑事法）上の起算点であり、もうひとつは就業規則（民事法）上の起算点である。

労基法上の起算点

昭33.10.11
基収6286号
(通達)

「労働とは、一般的に、**使用者の指揮監督のもとにあること**をいい、必ずしも現実に精神又は肉体を活動させていることを要件とはせず、したがって、例えば、貨物取扱いの事業場において、貨物の積込係が、貨物自動車の到着を待機して身体を休めている場合とか、運転手が二名乗り込んで交替で運転に当たる場合において運転しない者が助手席で休息し、又は仮眠しているときであってもそれは「労働」であり、その状態にある時間(これを一般に「手待時間」という。)は、労働時間である。」

上記の通達から「**労働基準法上の労働時間**」とは

就業規則や労働契約等に定められた時間で決まるものではなく、使用者の指揮命令の下で、実際に業務を行っている時間(実労働時間)はもちろん、業務を行うために待機している時間(手待時間)も含めた時間が、「労働時間」と解されている

三菱重工長崎造船所事件・最判 平12.3.9

作業服、安全保護具の装着は労働時間である

日野自動車工業事件・最判 昭59.10.18

労働時間の起算点は作業開始時である

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**